



J R 東労組申 9 号 第 3 回交渉

2023年度賃金引き上げ等に関する申し入れ

要求から乖離した回答を受ける!

1. 令和5年4月1日現在、満55歳未満の社員
 - (1) 定期昇給を実施し、その際の昇給係数は4とする
 - (2) 基本給改定を実施し、基本給に対し所定昇給額の4分の1の額及び4,000円を加える。
 なお、主幹職B以上、技術専任職及びS等級以上には200円を、主務職及びT等級には100円をさらに加える。
2. 令和5年4月1日現在、満55歳以上の社員
 基本給改定を実施し、令和5年4月1日現在の基本給額に対し、在級する等級により前項に準じて計算した額を加える。
3. エルダー社員
 基本賃金改定を実施し、基本賃金に3,000円を加える。
 なお、等級区分(5)には200円を、(4)には100円をさらに加える。
4. テンポラリースタッフ
 基本賃金改定を実施し、1時間当りの賃金額に50円を加える。
5. 精算日(予定)
 令和5年6月23日(金)とする。

等級	1. (2)の額	加算額	改定額
主幹職A	5,700	200	5,900
主幹職B	5,600	200	5,800
技術専任役	5,600	200	5,800
主務職	5,500	100	5,600
主任職2等級	5,500		5,500
主任職1等級	5,500		5,500
指導職2等級	5,400		5,400
指導職1等級	5,400		5,400
係職2等級	5,300		5,300
係職1等級	5,000		5,000

会社回答を受けたが...

私たちの要求した労働実感・生活実態の
悲痛な声を受け止めた回答ではないため

席上妥結せず!

この回答にみなさん
どのように感じますか?